SINANEN

第83期　定時株主総会
招集ご通知

●開催日時

平成29年6月27日（火曜日）午前10時

●開催場所

東京都港区海岸一丁目11番２号

ホテルアジュール竹芝 14階 天平の間

●目　次

第83期定時株主総会招集ご通知　1

インターネットによる議決権行使のご案内　3

添付書類

事業報告　4

連結計算書類　19

計算書類　22

監査報告書　25

株主総会参考書類　31

シナネンホールディングス株式会社

証券コード：8132

証券コード　8132
平成29年６月６日

株　主　各　位

東京都港区海岸一丁目４番22号
シナネンホールディングス株式会社
取締役社長　崎　村　忠　士

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、２ページから３ページまでのご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月27日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区海岸一丁目11番２号
ホテルアジュール竹芝　14階　天平の間
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第83期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第83期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第2号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

4．議決権行使についてのご案内

【当日ご出席いただく場合】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」（３ページ）をご高覧のうえ、議決権行使サイトにアクセスしていただき、平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

5．招集にあたっての決定事項

⑴ 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

⑵ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑶ インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.sinanengroup.co.jp）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sinanengroup.co.jp）に掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）にて議決権を行使することが可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.it-soukai.com

(2) 行使期限は平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までであり、同期限までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。また、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお問い合わせすることはございません。

・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

株主名簿管理人　みずほ信託銀行　証券代行部

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル　**0120－768－524**（平日9：00～21：00）

(2) 上記(1)以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル　**0120－288－324**（平日9：00～17：00）

以　上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

添付書類

事　業　報　告

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、政府や日本銀行の各種政策推進の効果により、景気及び企業収益は緩やかな回復基調で推移しました。また、雇用・所得環境の改善により個人消費は持ち直しの動きがみられました。一方で海外情勢への不安から為替の大幅な変動や株安など、景気を下押しするリスクもあり、先行きは不透明な状況が続きました。

国内エネルギー業界においては、原油価格の下落は前年度に底を打ち、緩やかな上昇傾向で推移しました。家庭向け需要は、11月の急激な冷え込みなどにより一時的に高まりをみせましたが、定着した節約志向の影響は大きく、年間では減少しました。４月より電力小売完全自由化が実施され、３月末までのスイッチング申し込み件数は全国で約342万件、全体の5.4％となっています。

このような環境の中、当社は、中期経営計画「第三の創業2016」の最終年度となる当期において、株主総会での承認を経て監査等委員会設置会社へと移行し、平成27年４月より進めてきたグループ運営体制の改革が完了しました。これにより体制変更の目的である「事業会社の自立と成長」と「コア事業の強化」をさらに推進し、各事業会社の成長領域への経営資源の配分を進めました。

その結果、当期の業績については、石油製品の販売数量が前年実績を上回ったことから、売上高は2,182億円（前期比4.4％増）となりました。また、太陽光発電所の分譲販売は好調に推移したものの、新規廃棄物処理施設並びにＬＰガス及び電力販売管理システムの開発にかかる投資が先行するなど経費が増加したことから、営業利益は29億円（前期比16.3％減）、経常利益は34億円（前期比19.9％減）となりました。当社及びグループ企業において複数の土地の売却や収用により特別利益6.1億円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は25億円（前期比16.4％増）となりました。

なお、前期実績には、ＬＰガスボンベの軒下在庫数量に係る見積り算定方法の変更の影響額7.7億円が含まれています。その結果、前期の営業利益、経常利益は増加しましたが、当期の実績に影響はありません。

セグメント別の事業の経過及び成果は以下のとおりです。

『エネルギー卸・小売周辺事業（ＢｔｏＣ事業）』においては、前期に引き続き小売顧客の拡大に取り組んだ結果、小売顧客軒数は純増しました。また、店舗の統廃合により卸・小売事業の連携とそれに伴うコスト低減が進みました。さらに、顧客に選ばれる総合エネルギーサービス企業として家庭向け電力販売事業を推進しました。

以上の結果、当期におけるエネルギー卸・小売周辺事業の売上高は691億円（前期比1.5％減）、営業利益は15億円（前期比53.8％減）となりました。

なお、本セグメントの前期実績には、上記ＬＰガスボンベの軒下在庫数量に係る見積り算定方法の変更の影響額が含まれています。

『エネルギーソリューション事業（ＢｔｏＢ事業）』においては、石油事業では、市況の変化に対応した販売施策の実施により販売数量を拡大しました。法人向け電力販売事業では、官公庁や学校施設への電力供給を引き続き推進し、熊本県の公共施設へ新たに電力供給を開始しました。省エネソリューション事業では、太陽光発電所の分譲販売に加えて、工場排水のコスト低減やＥＳＣＯ方式によるソリューション提案の取り組みを強化しました。

以上の結果、当期におけるエネルギーソリューション事業の売上高は1,419億円（前期比7.2％増）、営業利益は2.2億円（前期比230.8％増）となりました。

『非エネルギー及び海外事業』においては、自転車事業のシナネンサイクル株式会社が、卸営業体制の強化や、東京、神奈川で小売チェーン「ダイシャリン」の新店舗開設により販売台数を伸ばしました。

環境・リサイクル事業の品川開発株式会社は、東京都江東区の総合産業廃棄物処理施設稼動により、従来の木質系廃棄物から取扱品目が大幅に増加しました。また、木質系産業廃棄物処理量を拡大させました。

抗菌事業の株式会社シナネンゼオミックは、新たに開発した消臭・吸着剤ダッシュライトシリーズの量産化技術を確立し、戦略商品として塗料や樹脂成型分野など幅広い分野で用途開発を進めました。

システム事業の株式会社ミノスは、電力自由化に対応する顧客管理システム（電力ＣＩＳ）をリリースし、取引先とその顧客軒数を順調に増やしました。

以上の結果、当期における非エネルギー及び海外事業の売上高は70億円（前期比7.6％増）、新規廃棄物処理施設並びにＬＰガス及び電力販売管理システムの開発にかかる投資が先行するなど経費が増加したことにより営業損失は1.7億円（前期は営業利益１億円）となりました。

また、純粋持株会社体制への移行に伴い、当社はグループ企業から経営管理・支援、商標権使用許諾による収入を得ており、これらは各セグメントではなく『その他』に含まれています。この収入は純粋持株会社体制となって初めて通期のものとなっています。

以上の結果、売上高は1.6億円、営業利益は13億円となりました。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比増減率
	百万円	%	%
エネルギー卸・小売周辺事業（Ｂ ｔｏ Ｃ事業）	69,115	31.7	△1.5
エネルギーソリューション事業（Ｂ ｔｏ Ｂ事業）	141,908	65.0	7.2
非エネルギー及び海外事業	7,054	3.2	7.6
その他	164	0.1	121.2
合計	百万円 218,242	% 100	% 4.4

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は22億円であり、その主なものは次のとおりです。

・介護付有料老人ホーム（埼玉県川口市）
・太陽光発電設備（福島県岩瀬郡天栄村、石川県金沢市）
・事務所、基地、充填所の改修、建替え
・パソコン等情報機器

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループのコア事業である石油・ガス事業を取り巻く環境は、国内の人口減少や燃焼機器の省エネ性能向上により徐々に厳しさを増してきました。さらに電力・都市ガスの小売自由化により、市場は劇的に変化していくことが予想されます。また、世界的な温室効果ガス削減の枠組み「パリ協定」の採択に象徴されるように、環境に優しいエネルギーのニーズが高まりをみせています。

当社は、こうした環境変化とお客様のニーズの変化に対応するため、エネルギー供給を目的とする会社から、地球環境に優しいエネルギー供給を手段とし、お客様の快適な住まいと暮らしを実現する「総合エネルギーサービス企業グループへの進化」を目指した新たな中期経営計画「第一次中期経営計画」を平成29年４月より実施してまいります。

中期経営計画の概要

「第一次中期経営計画～総合エネルギーサービス企業グループへの進化～」

１．中期経営計画で目指す中期ビジョン

石油・ガス事業を中心としたエネルギー商社から、住まいと暮らしのサービス事業分野を拡充した「総合エネルギーサービス企業グループへの進化」。

２．グループ全体戦略

６つの成長戦略により、「総合エネルギーサービス企業グループへの進化」を図ります。

①経営方針の変革

厳しい経営環境において生き残っていくために、これまでの「単年度予算達成文化」をグループ視点・中長期的視点を踏まえた「中期経営計画達成文化」へと変革していきます。

②グループ収益構造改革

平成29年３月期のグループ営業利益構成比は、石油・ガス事業と非石油・ガス事業でみると８：２となっています。

石油・ガス事業の収益を維持しつつ、非石油・ガス事業を大きく成長させ、平成32年３月期時点では６：４へと収益構造を改革します。

③低コスト体質な企業グループへの変革

各事業会社が行う合理化施策に加え、グループのスケールメリットを発揮できる経費削減策を実施します。

④グループ経営機能・基盤強化

財務・経理、人事、ＩＴ、広報などの経営機能と、意思決定や業績管理の仕組みなどの経営基盤を強化していきます。

⑤資本効率の高い事業ポートフォリオへの変革

各事業の投資に対するリターンを正確に評価し、資本効率の高い事業ポートフォリオへと変革します。

⑥次世代経営人材の育成

中長期的な視野でグループの発展を牽引する次世代の経営人材育成プログラムを開始します。

３．平成32年３月期の業績目標

連結営業利益48億円　ROE 6.0%

以上、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	平成25年度 第80期	平成26年度 第81期	平成27年度 第82期	平成28年度 第83期（当期）
売　上　高	310,102	281,375	209,112	218,242
経　常　利　益	2,513	2,629	4,274	3,424
親会社株主に帰属する当期純利益	635	1,423	2,219	2,584
1株当たり当期純利益	49.71円	111.06円	172.79円	200.26円
総　資　産	95,870	89,322	92,985	104,836
純　資　産	45,880	47,075	48,173	50,685
1株当たり純資産額	3,581.31円	3,668.35円	3,745.40円	3,903.27円

（注）当社は、平成28年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式併合が第80期の期首時点に行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ミライフ西日本株式会社	90	100.00	各種燃料販売
ミライフ株式会社	300	100.00	各種燃料販売
ミライフ東日本株式会社	200	100.00	各種燃料販売
日高都市ガス株式会社	80	100.00	都市ガス供給
シナネン株式会社	300	100.00	各種燃料販売
シナネンサイクル株式会社	100	100.00	自転車の輸入販売
品川開発株式会社	30	100.00	環境・リサイクル
株式会社シナネンゼオミック	50	100.00	抗菌剤製造販売
株式会社ミノス	95	100.00	コンピュータシステムサービス

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
エネルギー卸・小売周辺事業（BtoC事業）	家庭向け及び小売事業者向けＬＰガス等各種燃料販売事業、リフォーム・ガス器具販売等の家庭向けエネルギー周辺事業、都市ガスの供給事業、ＬＰガス保安及び配送事業並びに家庭向け電力販売事業
エネルギーソリューション事業（BtoB事業）	大口需要家向け石油製品等各種燃料販売事業、ガソリンスタンドの運営事業、電源開発及び法人向け電力販売事業、太陽光発電システムの販売及び周辺サービス事業、省エネソリューション事業並びに住宅設備関連事業
非エネルギー及び海外事業	抗菌事業、環境・リサイクル事業、自転車等の輸入販売事業、コンピュータシステムのサービス事業、建物維持管理事業並びにバイオマス事業

(8) 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

当　　社	本　　社	東京都港区海岸一丁目４番22号
子 会 社	ミライフ西日本株式会社	本社　大阪府大阪市
	ミライフ株式会社	本社　東京都墨田区
	ミライフ東日本株式会社	本社　宮城県仙台市
	日高都市ガス株式会社	本社　埼玉県日高市
	シナネン株式会社	本社　東京都港区
	シナネンサイクル株式会社	本社　東京都港区
	品川開発株式会社	本社　東京都港区
	株式会社シナネンゼオミック	本社　愛知県名古屋市
	株式会社ミノス	本社　東京都港区

(9) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前　期　比　増　減
1,552名（1,585名）	59名増（846名増）

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数	前　期　比　増　減	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
56名	増減無	38.9歳	12.6年

（注）１．従業員数は就業人員数（他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む）を記載しています。
２．平均年齢、平均勤続年数は、他社からの出向者を除いて計算しています。

(10) 主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
	百万円
株式会社三井住友銀行	5,000
株式会社みずほ銀行	4,000
みずほ信託銀行株式会社	1,000
明治安田生命保険相互会社	200

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 47,520,600株

(2) 発行済株式の総数 12,982,053株（自己株式2,168,538株を除く）

(3) 株主数 4,759名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤忠エネクス株式会社	2,104	16.20
明治安田生命保険相互会社	840	6.47
コスモ石油マーケティング株式会社	789	6.07
シナネングループ取引先持株会	498	3.83
出光興産株式会社	474	3.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	319	2.45
株式会社三井住友銀行	261	2.00
学校法人麻生塾	255	1.96
シナネン従業員持株会	250	1.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	242	1.86

（注）１．当社は自己株式2,168,538株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。
２．持株比率は、自己株式（2,168,538株）を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年10月1日付で、普通株式５株を１株に併合し、発行可能株式総数を47,520,600株とするとともに単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	﨑村忠士	
常務取締役	清水直樹	経営企画本部長
常務取締役	夢野裕之	ＣＣＯ兼管理本部長
取締役	田中正人	人事総務部長
監査等委員である取締役（常勤）	山﨑正毅	
監査等委員である取締役	重森豊	株式会社ワイズトータルサポート代表取締役社長 大和ハウス工業株式会社社外取締役 株式会社ワイズ・ネットワーキング代表取締役社長
監査等委員である取締役	篠連	光和総合法律事務所パートナー弁護士

（注）１．当社は、平成28年6月24日開催の第82期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
２．当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員である取締役を選定する旨を定めております。当該規程に基づき山﨑正毅氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
３．平成28年6月24日開催の第82期定時株主総会において、夢野裕之氏は新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、山﨑正毅氏、重森豊氏、篠連氏は新たに監査等委員である取締役にそれぞれ選任され就任いたしました。
４．監査等委員である取締役の山﨑正毅氏、重森豊氏、篠連氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
５．監査等委員である取締役の山﨑正毅氏は、元米国公認会計士であり、財務及び会計に関する知見を有しています。
６．監査等委員である取締役の篠連氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する知見を有しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給員数	報酬等の額
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外）	6名（1名）	103百万円　（1百万円）
監査等委員である取締役 （うち社外）	3名（3名）	25百万円　（25百万円）
監査役 （うち社外）	4名（3名）	12百万円　（7百万円）
合計（うち社外）	13名（7名）	140百万円　（33百万円）

（注）１．上記には、当該事業年度に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査役を含めております。なお、当社は平成28年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成28年６月24日開催の第82期定時株主総会において年額276百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）と決議されています。
4．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年６月24日開催の第82期定時株主総会において年額72百万円以内と決議されています。
5．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第60期定時株主総会において月額６百万円以内と決議されています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く）との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　内　容
監査等委員である取締役（常勤）	山　崎　正　毅	当社取締役就任以降に開催の取締役会１５回すべてに出席し、また、監査等委員会１０回すべてに出席し、元米国公認会計士としての専門的知見を基に発言を行っています。
監査等委員である取締役	重　森　　豊	当期開催の取締役会２２回のうち１８回に出席し、また、監査等委員会１０回のうち８回に出席し、豊富なビジネス経験・見識を基に発言を行っています。
監査等委員である取締役	篠　　連	当社取締役就任以降に開催の取締役会１５回すべてに出席し、また、監査等委員会１０回すべてに出席し、弁護士としての専門的知見を基に発言を行っています。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支　払　額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	68百万円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法第２条第１項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	68百万円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	68百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

２．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査

人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止の内容

平成27年12月22日付で金融庁より平成28年１月１日から同年３月31日まで3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止処分を受けております。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社は当社グループの企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。

② 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。

③ チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 当社は内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。

⑤ 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。

② 取締役は常時、前号の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。

② 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。

③ 当社は監査部に監査チームと内部統制チームを設置する。監査チームは原則として監査計画に基づき、リスク管理の状況について内部監査し、社長に報告する。内部統制チームは原則として内部統制評価計画書に基づき、財務報告の適正性の評価を行い、社長に報告する。

④　当社はリスク・コンプライアンス委員会において、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。

(4)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。

②　当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。

③　当社は経営会議を設置して、社長の意思決定を補佐する。また、グループ経営者会議等を設置して、グループの経営課題に取り組む。

(5)　当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。

②　当社グループ共通のリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。

③　当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が内部通報等に利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。

④　前号の通報を行った者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑤　監査チームは必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。

⑥　グループ企業の監査役及び内部監査部門は監査結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の監査状況を監査等委員会に報告する。

⑦　当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。

(6)　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助する使用人を、監査等委員会室に配置し、監査等委員の指示によりその職務を行う。

(7)　前項の使用人について、監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①　監査等委員会との協議により監査チームが行う内部監査は、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。

② 監査等委員会の補助を行う使用人の人事については、監査等委員会の同意を得なければならない。

(8) 監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

① 監査等委員以外の取締役は監査等委員会に対し、次に定める事項を報告するものとする。

1）毎月の経営状況に関する重要な事項
2）監査チームが行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
3）内部統制チームが行う財務情報の適正性の評価に関する重要な事項
4）内部通報制度の通報状況及び内容
5）当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
6）重大な法令・定款違反
7）その他コンプライアンス上重要な事項

② 当社グループ企業の全役員・社員は前号4）から6）に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。

③ 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

② 監査等委員からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

① 当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

② グループ企業の内部統制部門は財務報告の適正性についての評価結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の評価を監査等委員会及びリスク・コンプライアンス委員長に報告する。

６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は平成28年６月24日の第82期定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しており、下記の「（４）監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」については、移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても、監査役について同様の体制を整備・運用しております。

(1)　コンプライアンス体制

①　新たに入社した使用人に対してコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の周知・徹底を図っております。

②　リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループで発生したコンプライアンス違反を総括し、再発防止策を指示、実行しております。

③　社内及び社外に内部通報窓口を設置して、不正行為の未然防止に努めております。

(2)　リスク管理体制

①　リスク・コンプライアンス委員会において、グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。

②　重要な投資案件については、事前審査委員会にて詳細なリスク分析を行った上で、取締役会で決議しております。

(3)　グループ会社の経営管理

①　事業会社管理規程、各社決裁規程にて、重要事項の決定や重大事故の発生等について当社への報告義務を定めております。

②　グループ会社の経営者会議を毎月開催して、グループ各社から業務執行状況の報告を受けております。

③　当社取締役を主要なグループ会社の取締役及び監査役として派遣し、業務執行を管理・監督しております。

(4)　監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査等委員である取締役に、補助人１名を配置し、必要な予算計上と迅速な償還処理を行うことにより、監査等委員である取締役の業務が円滑に遂行できる体制を確保しております。

②　リスク・コンプライアンス規程にて、重大なコンプライアンス違反については、監査等委員である取締役に直接通報できるものと定めております。

③　監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけ、連結配当性向30%以上を目安に、配当を基本とした株主還元を実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、創業90周年を迎えることから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝し、１株当たり25円の記念配当を実施することといたしました。これにより、普通配当75円とあわせて、年間配当金は１株当たり100円となります。

なお、当社は、会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**58,418**
現金及び預金	18,661
受取手形及び売掛金	25,677
商品及び製品	5,351
仕掛品	4,254
原材料及び貯蔵品	68
繰延税金資産	769
その他	3,691
貸倒引当金	△56
固定資産	**46,418**
有形固定資産	**29,882**
建物及び構築物	8,097
機械装置及び運搬具	7,445
土地	11,324
リース資産	2,304
建設仮勘定	129
その他	579
無形固定資産	**5,201**
のれん	3,583
その他	1,618
投資その他の資産	**11,334**
投資有価証券	7,994
長期貸付金	147
長期前払費用	1,205
繰延税金資産	272
その他	2,158
貸倒引当金	△443
資産合計	**104,836**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**42,444**
支払手形及び買掛金	20,340
短期借入金	12,663
未払金	1,466
リース債務	343
未払法人税等	295
未払消費税等	330
賞与引当金	1,125
その他	5,878
固定負債	**11,706**
長期借入金	5,323
リース債務	1,960
繰延税金負債	1,214
役員退職慰労引当金	23
退職給付に係る負債	454
長期預り保証金	1,324
資産除去債務	502
その他	903
負債合計	**54,151**
(純資産の部)	
株主資本	**48,795**
資本金	**15,630**
資本剰余金	**11,537**
利益剰余金	**27,315**
自己株式	**△5,687**
その他の包括利益累計額	**1,876**
その他有価証券評価差額金	**1,968**
繰延ヘッジ損益	**△10**
為替換算調整勘定	**△88**
退職給付に係る調整累計額	**7**
非支配株主持分	**13**
純資産合計	**50,685**
負債純資産合計	**104,836**

連結損益計算書

（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**218,242**
売上原価		**188,368**
売上総利益		**29,874**
販売費及び一般管理費		**26,939**
営業利益		**2,934**
営業外収益		
受取利息及び配当金	260	
その他	814	1,074
営業外費用		
支払利息	148	
持分法による投資損失	90	
控除対象外源泉税	188	
その他	157	584
経常利益		**3,424**
特別利益		
固定資産売却益	676	
投資有価証券売却益	25	
収用補償金	230	
負ののれん発生益	4	937
特別損失		
固定資産売却損	56	
固定資産除却損	291	
減損損失	114	
投資有価証券評価損	79	
その他	4	546
税金等調整前当期純利益		**3,815**
法人税、住民税及び事業税	928	
法人税等調整額	301	1,229
当期純利益		**2,585**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,584**

連結株主資本等変動計算書

（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日　残高	15,630	11,624	25,695	△6,026	46,923
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△964		△964
親会社株主に帰属する当期純利益			2,584		2,584
自己株式の処分		△87		342	254
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△87	1,619	339	1,872
平成29年３月31日　残高	15,630	11,537	27,315	△5,687	48,795

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成28年４月１日　残高	1,418	△0	△186	6	1,237	11	48,173
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△964
親会社株主に帰属する当期純利益							2,584
自己株式の処分							254
自己株式の取得							△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	549	△10	98	1	638	1	640
連結会計年度中の変動額合計	549	△10	98	1	638	1	2,512
平成29年３月31日　残高	1,968	△10	△88	7	1,876	13	50,685

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**21,406**
現金及び預金	12,541
前払費用	108
繰延税金資産	225
関係会社短期貸付金	6,716
未収入金	1,756
その他	70
貸倒引当金	△12
固定資産	**20,462**
有形固定資産	**4,091**
建物	2,822
構築物	92
機械及び装置	17
工具器具及び備品	210
土地	852
リース資産	12
建設仮勘定	82
無形固定資産	**454**
借地権	4
商標権	2
ソフトウェア	442
電話加入権	5
投資その他の資産	**15,916**
投資有価証券	7,487
関係会社株式	6,047
関係会社長期貸付金	1,391
長期前払費用	59
差入保証金	10
保険積立金	862
敷金	37
その他	44
貸倒引当金	△23
資産合計	**41,869**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**12,953**
短期借入金	10,000
１年以内返済長期借入金	200
リース債務	6
未払金	201
未払費用	26
未払法人税等	23
未払消費税等	120
預り金	2,245
賞与引当金	105
その他	24
固定負債	**1,178**
長期未払金	159
リース債務	6
関係会社支援損失引当金	218
預り保証金	270
資産除去債務	50
繰延税金負債	473
負債合計	**14,132**
（純資産の部）	
株主資本	**25,860**
資本金	**15,630**
資本剰余金	**3,820**
その他資本剰余金	3,820
利益剰余金	**12,097**
利益準備金	97
その他利益剰余金	12,000
買換資産圧縮積立金	66
別途積立金	9,724
繰越利益剰余金	2,209
自己株式	**△5,687**
評価・換算差額等	**1,875**
その他有価証券評価差額金	**1,875**
純資産合計	**27,736**
負債純資産合計	**41,869**

損 益 計 算 書

（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
グループ運営収入	**2,573**	
不動産賃貸収入	**224**	
配当収入	**7,511**	**10,309**
営業費用		
不動産賃貸費用	**185**	
一般管理費	**2,081**	**2,267**
営業利益		**8,042**
営業外収益		
受取利息及び配当金	153	
その他	922	1,075
営業外費用		
支払利息	6	
貸倒引当金繰入額	5	
控除対象外源泉税	188	
その他	24	225
経常利益		**8,893**
特別利益		
固定資産売却益	392	
投資有価証券売却益	25	418
特別損失		
固定資産除却損	27	
減損損失	13	
その他	0	41
税引前当期純利益		**9,270**
法人税、住民税及び事業税	3	
過年度法人税等	15	
法人税等調整額	449	468
当期純利益		**8,802**

株主資本等変動計算書

（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日　残高	15,630	3,907	－	3,907	－	98	3,834	326	4,260	△6,026	17,771
誤謬の訂正による累積的影響額							9,724	△9,724	－		－
遡及処理後当期首残高	15,630	3,907	－	3,907	－	98	13,559	△9,397	4,260	△6,026	17,771
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△964	△964		△964
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立					97			△97	－		－
買換資産圧縮積立金の取崩						△31		31	－		－
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の減少額						△0		0	－		－
別途積立金の取崩し							△3,834	3,834	－		－
当期純利益								8,802	8,802		8,802
自己株式の処分			△87	△87						342	254
自己株式の取得										△2	△2
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△3,907	3,907	－							－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	－	△3,907	3,820	△87	97	△31	△3,834	11,606	7,837	339	8,089
平成29年３月31日　残高	15,630	－	3,820	3,820	97	66	9,724	2,209	12,097	△5,687	25,860

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日　残高	1,346	－	1,346	19,117
誤謬の訂正による累積的影響額				－
遡及処理後当期首残高	1,346	－	1,346	19,117
事業年度中の変動額				－
剰余金の配当				△964
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				－
買換資産圧縮積立金の取崩				－
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の減少額				－
別途積立金の取崩し				－
当期純利益				8,802
自己株式の処分				254
自己株式の取得				△2
資本準備金からその他資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	528	－	528	528
事業年度中の変動額合計	528	－	528	8,618
平成29年３月31日　残高	1,875	－	1,875	27,736

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

シナネンホールディングス株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　関口　茂 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加藤秀満 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

シナネンホールディングス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　関口　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加藤秀満 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月19日

シナネンホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　山　﨑　正　毅　㊞

監 査 等 委 員　重　森　　豊　㊞

監 査 等 委 員　篠　　連　㊞

（注）監査等委員山﨑正毅、重森豊及び篠連は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より効率的な経営を目指し１名減員し、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	崎村　忠士（さきむら　ただし） 昭和２８年７月２９日生	昭和51年４月 当社入社 平成14年４月 当社仙台支店長 平成18年４月 当社執行役員リテール営業部長 平成20年６月 当社取締役　シナネン関東ガス販売株式会社（現ミライフ株式会社）代表取締役社長 平成24年４月 当社常務取締役 平成24年６月 当社代表取締役社長（現在）	7,600株
2	清水　直樹（しみず　なおき） 昭和３５年５月２８日生	昭和58年４月 当社入社 平成20年４月 当社経営企画部長 平成23年７月 当社執行役員財務経理部長 平成24年６月 当社取締役財務経理部長 平成27年４月 当社取締役経営企画本部長 平成28年６月 当社常務取締役経営企画本部長 平成29年４月 当社常務取締役企画担当役員（現在）	3,200株
3	夢野　裕之（ゆめの　ひろゆき） 昭和３０年９月１３日生	昭和55年４月 伊藤忠燃料株式会社入社 （現伊藤忠エネクス株式会社） 平成20年６月 同社執行役員カーライフ管理部長 平成24年６月 同社取締役兼常務執行役員企画開発本部長兼CCO 平成25年４月 同社取締役兼常務執行役員管理本部副本部長兼CCO 平成26年４月 同社顧問 平成26年６月 当社常勤監査役 平成28年６月 当社常務取締役CCO兼管理本部長 平成29年４月 当社常務取締役CCO兼管理担当役員（現在）	700株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2．﨑村忠士氏は、平成24年６月に当社の代表取締役社長に就任して以来、グループ経営を統括する立場で、グループの収益構造の変革を加速させるなど、当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
3．清水直樹氏は、当社の取締役就任後、純粋持株会社体制の構築をはじめグループ全体の経営戦略を実行に移すなど、当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
4．夢野裕之氏は、当社の取締役就任後、積極的に意見・提言等を行って、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
5．監査等委員会は、取締役の選任について、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から、検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の業績向上に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
安田明代（やすだあきよ） 昭和５０年１２月１０日生	平成 14 年11月 司法試験合格 平成 16 年10月 弁護士登録 平成 16 年10月 光和総合法律事務所入所 パートナー弁護士（現在）	0株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．安田明代氏は補欠の社外取締役候補者であります。

３．安田明代氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

４．安田明代氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献できる適切な人材と判断したため、同氏を補欠の社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

５．本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内

東京都港区海岸一丁目11番２号
ホテルアジュール竹芝　14階　天平の間

最寄駅　**Ｊ　Ｒ**　山手線及び京浜東北線 浜松町駅 北口より徒歩７分
東京臨海新交通（ゆりかもめ） 竹芝駅より徒歩１分
地下鉄　都営浅草線・都営大江戸線 大門駅Ｂ１出口より徒歩８分
東京モノレール　浜松町駅 北口より徒歩７分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。